

奈良県選挙管理委員会告示第一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設について、次のとおり名称の変更があった。

平成二十八年四月一日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

名称		所在地
旧	新	吉野郡吉野町大字丹治一三〇―一
吉野町国民健康保険吉野病院	南和広域医療企業団吉野病院	